



下水道使用料の賦課徴収漏れについて

南河内郡河南町下水道事業において、下水道使用料の賦課徴収漏れがありました。

他自治体における下水道使用料の賦課徴収漏れに関する報道を踏まえ、町内の上水道利用者に対して下水道使用料の賦課徴収漏れが生じている事案がないか、関係書類および現地確認による調査を行ったところ、平成18年から平成31年に事務処理した案件に下水道使用料賦課漏れとなる事案が6件判明しました。

■内容

賦課徴収漏れ金額等

金額:1,749,170円 水量:18,541m³

うち時効により請求できない額

金額:1,050,023円 水量:11,260m³

うち遡及して納付をお願いする額

金額:699,147円 水量:7,281m³

※地方自治法第236条第1項(金銭債権の消滅時効)の規定に基づき最長5年分について請求する額

■今後の対応

この度の賦課徴収漏れにより、公平性を損なう事態を招き、また、対象となる方に遡及して下水道使用料の納付をお願いすることとなり、住民の皆様にご迷惑をお掛けしたことに深くお詫びするとともに、本件を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 まち創造部 都市環境課
TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691
担当者:山口 メールアドレス:toshikanky@town.kanan.osaka.jp